

## 新興国における IPC 付与の実態：

### 各国特許庁と日本特許庁の IPC 付与に見られる相違

○藤田明<sup>1)</sup>, 中西 昌弘<sup>2)</sup>

JFEテクノリサーチ株式会社<sup>1)</sup>, オリジナルパスメディカルシステムズ株式会社<sup>2)</sup>

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目7番1号

Tel: 03-3510-3298 FAX: 03-3510-3470

E-mail: [ak-fujita@jfe-tec.co.jp](mailto:ak-fujita@jfe-tec.co.jp)

## Investigation into the Actual Conditions of IPC Codes Allotted by Asian Patent Offices: The Differences in IPC Assignment between Asian Countries and Japan.

FUJITA Akira <sup>1)</sup>, NAKANISHI Masahiro<sup>2)</sup>

JFE Techno-Research Corp.<sup>1)</sup>, OLYMPUS Medical Systems Corp.<sup>2)</sup>

7-1, Otemachi 2-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 100-0004 Japan

Phone: +81-3-3510-3298 Fax: +81-3-3510-3470

E-mail: [ak-fujita@jfe-tec.co.jp](mailto:ak-fujita@jfe-tec.co.jp)

### 【発表概要】

アジア諸国の出願特許を対象に検索する際、キーワードを用いた検索を行おうとすると原語に翻訳しなければならない。この障壁があるため言語に依らない国際特許分類 IPC を用いた検索を行うことがある。ところが、アジア各国特許庁のデータベースに収録されている特許には、付与される IPC の数が少なく、発明主旨に見合った IPC が付与されているか確信が持てない。IPC の整合性を広範囲に検証することは難しいので、自国での出願を基礎出願とし他国にも出願されている特許について、各国特許庁が付与する IPC を比較することにより、整合性を調べた。その結果、アジア諸国と日本との比較では、国により IPC の一致レベルはかなり異なるものの、インドネシアとタイを除くと、メイングループ以上のレベルまで一致している割合は 50%に達していることが分かった。

### 【キーワード】

特許情報, 各国特許庁, IPC, 国際特許分類, ベトナム, インド, インドネシア, タイ, マレーシア, シンガポール

## 1. はじめに

特定技術分野の特許文献を検索する際、その技術に関連するキーワードを発明の名称、抄録などに含む特許文献を探すことが、基本的な検索手段である。ただし、関連するキーワードは時として多くの表現があり、それらを完全に網羅して検索することは難しい。これを補う方法として、特許分類を使う方法がある。国際的に使用されている IPC の他、日本特許には FI、F タームなどの分類記号が付与されており、これらの分類記号を検索項目に加えることで、特許を絞り込むことができる。

一方、アジア諸国の出願特許を対象にする際、原語の翻訳が検索の障壁となる。そこで IPC 等の特許分類を用いて、原語翻訳の問題を補いたい。発明主旨に見合った IPC が付与されているか確信が持てない。ストラスブール条約に加盟していれば、その国で出願された特許に IPC を付与する義務があるが、アセアン各国はいずれの国も批准しておらず、付与された IPC の精度に関する責任も無い。

そこで、アジア諸国の各特許庁で付与された IPC の整合性を評価して、IPC を検索項目として用いることの可否を判断したい。そのためには、特許の技術内容と付与されている IPC を比較検証する作業が必要となるが、その作業は専門知識を要し、広範囲の分野において検証することは大掛かりとなる。それに変わる方法として、自国での出願を基礎出願とし他国にも出願されている特許について、各国特許庁が付与する IPC を比較することで、その実態を調べることにした。

過去に中国特許文献に付与された IPC の精度を検討した調査はあった<sup>2)</sup>が、アジア諸国について比較された先行文献は見当たらない。

## 2. 方法

今回の調査では、まず、インドネシア、インド、シンガポール、ベトナム、タイ、マレーシアの 6 カ国から日本に出願された特許を対象とした。日本へ出願した特許の検索は、NRI サイバーパテントデスク II を用いた。まず、出願人住所が上記 6 カ国である特許を選出し、その中で優先権主張番号の付いた特許について、その国の特許庁が公開している特許データベースから抽出した。日本出願特許と優先権主張となる元の特許について、発明の名称や出願人、発明者などを照合して確認した後に、双方に付与されている IPC を比較した。

比較した項目は、付与されている IPC の分類レベル(セクション、クラス、サブクラス、メイングループ、サブグループ)、IPC の個数、さらに一致の度合いを調べた。複数個付与されている場合ではそのうちのひとつが一致している IPC があれば、集計処理では「一致」として扱った。

## 3. 結果

### 3.1. 全体の概要

アジア諸国から日本に出願している特許で、自国優先権主張の元特許が照合できた特許件数のリストを表1に示す。「日本出願特許」の件数のうち、優先権主張がなされた特許が自国確認できた件数を「自国特許庁」の欄に記入し、そのうち IPC が 1 個でも付与されている件数をその右に記入している。最も右の列には、IPC が付与されていなかった件数を示している。

ベトナムは3件しか該当せず、インドネシアやタイも件数が少なかったため、日本以外に出願した特許も含めて検証する予定である。ベトナムからの出願のリストを表2に示す。

表1 各国の出願件数の比較

国記号	国名	日本出願特許	自国特許庁	IPC付与	IPC無し
ID	インドネシア	16	11	9	2
IN	インド	1,446	839	821	18
SG	シンガポール	520	450	273	177
VN	ベトナム	3	3	3	0
TH	タイ	62	54	54	0
MY	マレーシア	312	212	153	59

表2 ベトナムから日本に出願された特許の比較

VN 出願番号	付与数	VN_IPC	比較	JP_IPC	付与数	JP 公開番号
2-2010-00198	1	A47G9/10	一部一致	A47G9/10 A61F5/01	2	特表2013-540478
1-2007-02103	2	A63H27/127 A63H27/00	一部一致	A63H27/127 A63H33/18	2	特表2011-500176
1-1999-00177	2	A62D1/08 A62C39/00	一部一致	A62C37/11 A62C31/12 A62C35/15 A62C35/68 A62D1/08	5	特表2003-509179

この表に示した例では、ベトナム特許庁で付与された IPC の数は日本特許に付与された数よりも同数か少なくなっているものの、3 件ともいずれかはサブグループまで一致した IPC が存在する。また、全てが一致しない場合でも、クラスかサブクラスまでのレベルで一致しており、比較的一致度は高い。

### 3.2. 特許1件に付与される IPC 数

次に特許1件あたりに付与された IPC の個数を比較したものが図1である。表1に示したように国により件数が異なるため、付与数の割合で表している。上段が自国特許庁により付与された個数の特許が占める割合で、下段が日本出願時のものである。IPC が1個も付与されていない特許が、シンガポールで約4割、マレーシアで約3割あり、これらは当然ながら IPC による検索は不可能である。自国

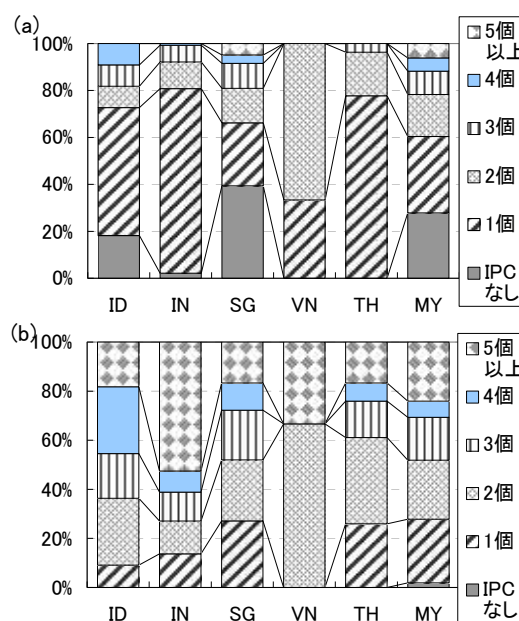


図1 特許1件あたりに付与される IPC 数  
(a) 自国特許庁で付与された数  
(b) 日本出願特許に付与された数

での1件あたりの IPC 付与数は平均で 1.3～1.6 個であり、1個のみの割合がいずれの国も多い。これに対し、日本特許の IPC 付与数はインドの 6.1 個を除いて 3.0～3.6 個である。

### 3.3. IPC の分類レベル

IPC の付与数とならんで、付与された IPC の分類レベルも重要である。分類レベルが細かくないと、詳細な検索は望めない。そこで、付与された IPC 数を全特許について足し合わせた総数を分母として、各分類レベルの IPC の割合を図2に示した。ただし、ここでは末尾が”00”である場合もサブグループまで表記されていると見なした。インドでは約 10%がサブクラスまでのレベルとなっており、タイでは約 4%であった。この2国を除けば、ほとんどの国でサブグループまで付与されている。一方、日本特許の場合は、全てサブグループまで付与されていた。

### 3.4. IPC の比較

1特許あたりに付与されるIPCは1個あるいは2個であるが、付与される分類レベルは、大多数がサブグループまで付けられていると見なされる。そこで、アジア各国、ならびに日本の特許庁が付与した IPC がどの程度一致しているかを比

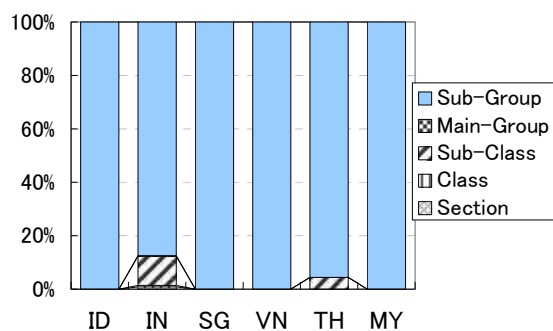


図2 自国特許で付与された IPC 分類レベルの割合

較した。表2において示したように、ベトナムの1行目に示した特許では、ベトナム特許庁が付与した IPC は”A47G9/10”であるが、日本特許庁は”A47G9/10”と”A61F5/01”の2個を付与している。この場合は、1 個の IPC がサブグループまで一致しているため、“サブグループまで一致”が1件とカウントした。最も近い IPC でも初めの3文字しか一致していない場合は、“クラスまで一致”と数えた。これらを集計して、各国特許庁と日本特許庁で一致した分類レベルの割合を示したのが図3である。以下、各国の一致レベルについて見ていく。

#### 3.4.1. インドネシア

インドネシアでは、2割近くの特許出願について IPC が付与されておらず、付与されていたとしても3割が一致していない。調査対象件数が 11 件と少ないため、結論を出すのは早急かもしれないが、検索において漏れが心配される。

#### 3.4.2. インド

次いでインドは付与ゼロの件数は全体の 2%と少ないものの、セクションでも一致しない割合が 12%あり、そのうち7割がインド特許庁で A,B,C のセクション

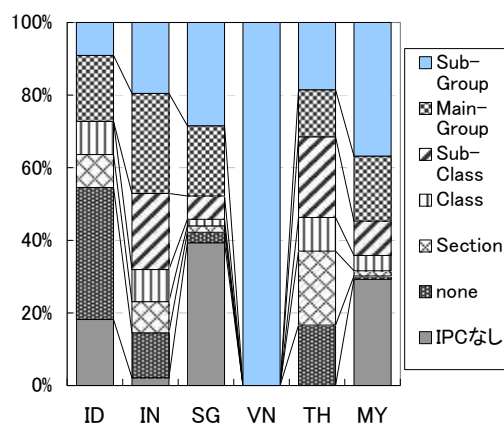


図3 各国特許庁と日本特許庁で付与した IPC の一致レベルの割合比較

を付与して、日本では異なるセクションを付けている。また、サブグループまで一致しているのは全体の 20%にとどまり、半数はサブクラスまでの一致となっているので、分類レベルの粗い範囲でしか使えない。また、図1(a)にあるように付与数がほとんど1個であるため、IPC による検索は難しい。

### 3.4.3. シンガポール

付与の無い件数が 40%に達している反面、サブグループまで一致している割合が 30%近くあり、さらにメイングループまでの一致を含めると半分に達する。今後 IPC 付与比率が高くなると一致の割合も高まると期待したい。不一致の案件では、両特許庁で、セクション B, Hあたりで入れ替っている場合が見受けられる。

### 3.4.4. ベトナム

調査対象件数が3件だけなので、結論が出せないが、3件とも一致している。母集団を増やした形で評価したいと考えている。

### 3.4.5. タイ

タイも件数が少ないため結論を出すのは尚早かもしれないが、IPC は全てに付与されているものの、一致レベルは決して高くない。また、インドと同じように付与数がほとんど1個であるため、検索漏れの恐れがある。日本でセクション A を付けた分類が、タイではそれ以外となっている場合が多い。

### 3.4.6. マレーシア

付与の無い件数が約 30%近くあるが、36%がサブグループまで一致している。不一致も少なく、メイングループ以上で一致している件数は過半数を超え、ベトナムに次いで良い。シンガポールと同様に、付与率が高まれば検索精度を上げ

られる。

## 4. まとめ

アジア新興国 IPC 付与の実態について、アジア諸国の自国での基礎出願を日本にも出願している特許について、双方を比較することにより調べた。その結果、以下のことがわかった。

- (1) IPC の付与数は1特許あたり約1個、一方日本では3個である。
- (2) 日本ではすべてサブグループまで付けられているが、インド、タイではサブグループまで付けられていない。
- (3) アジア諸国と日本との IPC を比較すると、国により IPC の一致レベルはかなり異なる。インドネシアとタイを除くと、メイングループ以上のレベルまで一致している割合は 50%に達している。

## 5. おわりに

今回の調査で、同じ発明に関する特許でアジア新興国と日本において付与された IPC の相違が把握できた。全く付与されていない特許が無くなると同時に、IPC の付与数が1個から複数個に増えれば、信頼性は高められると思われる。数年後同じ調査をして結果を比較することも予定している。

## 6. 参考文献

- [1] WIPO ストラスブール条約について [http://www.wipo.int/treaties/en/ShowResults.jsp?lang=en&search\\_what=B&bo\\_id=19](http://www.wipo.int/treaties/en/ShowResults.jsp?lang=en&search_what=B&bo_id=19)
- [2] 特許庁「中国特許文献に付与されている国際特許分類情報の精度に関する調査 報告書 概要版」, 平成 25 年 2 月, [http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/chousa/pdf/china\\_patent\\_precision/gaiyoubu.pdf](http://www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/chousa/pdf/china_patent_precision/gaiyoubu.pdf)